# 兵庫県公報

平成20年9月9日 火曜日 第 2012 号

## 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告	^° <b>-</b> ٷ*
南あわじ市の区域内における字の区域変更(市町振興課)	1
住居表示の実施に伴う姫路市の区域内における町の設定等(同)	2
住居表示の実施に伴う播磨町の区域内における町の設定等(同)	7
救急病院の認定(医務課)	10
救急業務に関し協力する旨の申出の撤回(同)	10
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	10
市営土地改良事業の施行同意(同)	11
保安林の指定予定(豊かな森づくり課)	11
同 上(同)	11
同 上(同)	12
同 上(同)	12
保安林の指定の予定通知(同)	12
公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)	13
同 上(同)	13
道路の区域の変更(道路保全課)	13
宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(都市政策課)	14
都市計画の変更についての案の縦覧(都市計画課)	14
土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課)	15
道路の位置指定(建築指導課)	15
平成20年兵庫県告示第693号(建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識	. •
及び技能を有する者の指定)の一部改正(同)	15
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(地域協働課)	15
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課)	16
大規模小売店舗の新設に関する届出 (同)	17
正   誤	
平成20年8月26日付け兵庫県公報第2008号中	18
〒JJ,20年 0 万20日 [1] 17 六伊木ム秋为2000 5 中	10

#### 兵庫県告示第926号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成20年9月9日

			変	更	前			变。	更 後	1
大	字	字		地		番	大	字	Ď1,	字
Щ	添	松本	16の 3				Щ	添	樋	田
		片そは	73の 1	73の 2			Щ	添	古	Ш

志知鈩	中	道	142の 4 148の 3 155の 3	志 知 鈩	中 通
	中	通	142の 5 142の 6 152	志知鈩	中 道
志知中島	居	内	157 158Ø 1 158Ø 2	志知中島	溝ノ下
			301 <i>o</i> 3	志知中島	中ノ内
			318	志知中島	石 無 畑
	神.	ノ前	160	志知中島	溝ノ下
	久	保	215の 1	志知中島	中ノ内
	溝 .	ノ上	159の 1	志知中島	溝ノ下
	屋	敷	281	志知中島	石 無 畑

備考 地番は、平成20年5月1日現在の地番である。

### 兵庫県告示第927号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示の実施に伴い、姫路市の区域内において、 次のとおり、町の設定、町及び字の区域の変更並びに町及び字の廃止をする旨、地方自治法(昭和22年法律第 67号)第260条第1項の規定により、姫路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年11月15日からその効力を生ずるものとする。 平成20年9月9日

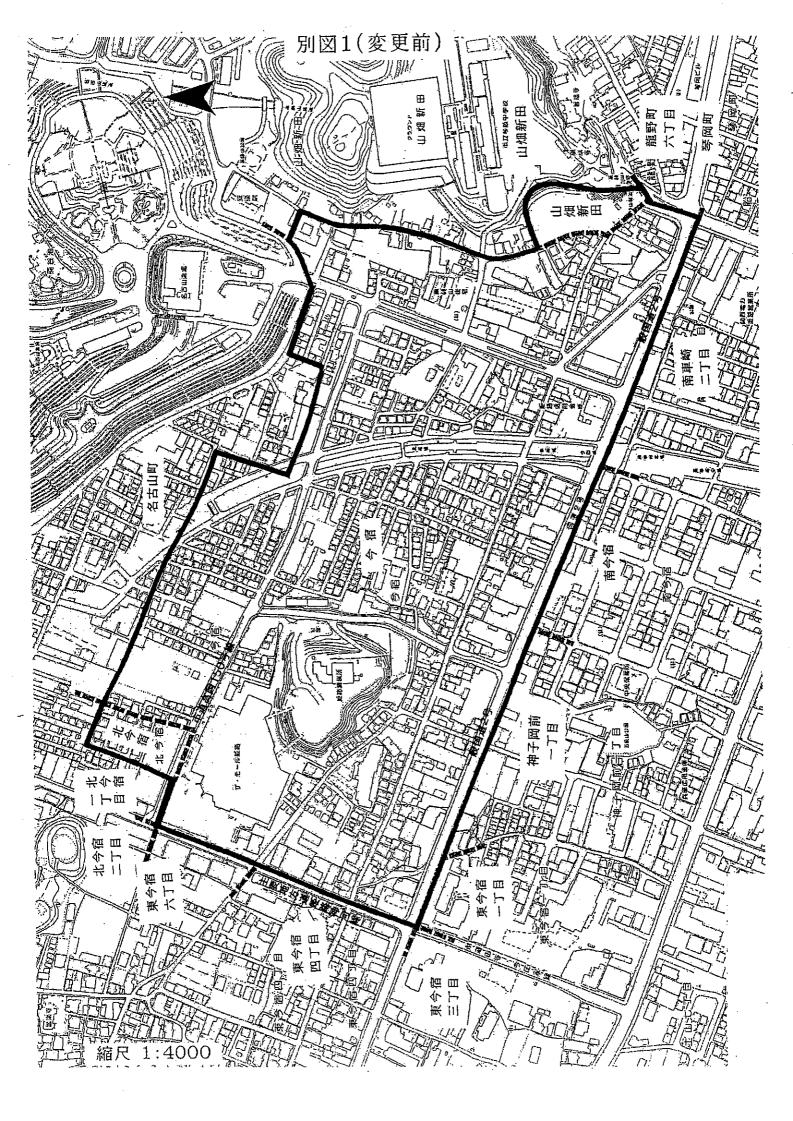
	変	更	前	の	X	域	及	び	名	称		変	更	後	の	X	域	及	び	名	称
				別	3	<u> </u>	1								別	3	2	2			

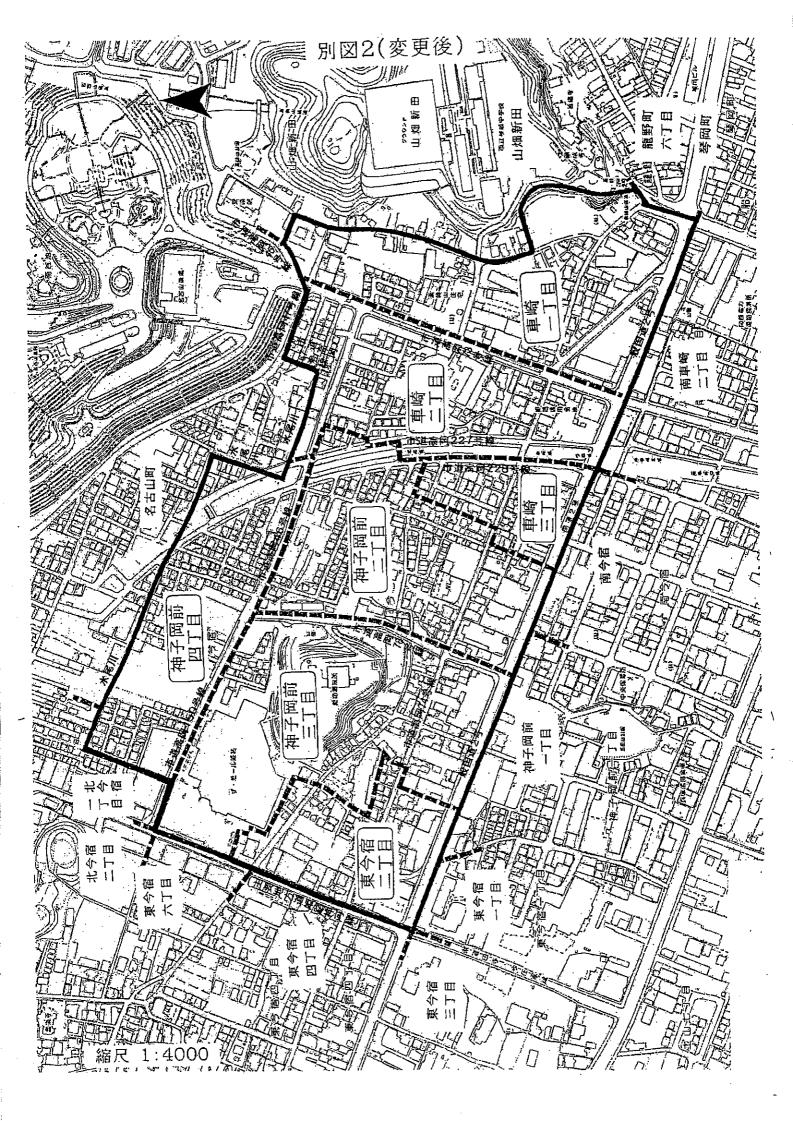
車崎一丁目 一般国道 2 号の南側 市道高岡73号線の東側 市道高岡45号線の東側 今宿1793の 1 及び同1793の 2 の各北筆界及びその延 長の今宿及び山畑新田の現町界 今宿1758の 1、同1758の 3、同1758の 4、同1759の 3、同1779の 2、同1781の 2、同1785の45、同1789の 1、同1791、同1792の 3 及び同1793の 2 の各地先の里道の東側 山畑新田536の地先の里道の南側及びその延長 山畑新田529の 2、同534の 2、同535の 3、同543、同544、同598及び同599の各地先の学校敷地の西側 山畑新田602の東筆界、南筆界及び西筆界 山畑新田601の 1 及び同601の 2 の各東筆界及びその延長 今宿1746の 2、同1746の 3、同1746の 5 及び同1747の 3 の各地先の水路の東側及びその延長 今宿1747の 4 の地先の里道の東側	変更後の町名	变	更	後	<b>の</b>	境	界	線	変更後の区域に含まれる 変更前の町名
7 III	車崎一丁目	市市 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	3号線で 5号線で 5号線で 5号線で 501で 501で 501で 501で 501で 501で 501で 501	の東側 の東東同17 で 1758の 17810 17810	D現町 D 3、同 2、同179 道の地筆 4各南 1601の D 3、び	界 1758の 1785の4 13の20 1側及び 同535 5の学校 12の名 17460 その延	04、同15 5、同15 5、日地分 での3、の で 事 事 で り 5 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 7 8 7 8 7 8 7 8	1759の3、789の1、 789の1、 たの里道の 長 同543、同 西側	山畑新田の一部

車崎二丁目	一般国道2号の南側	今宿の一部
	市道高岡228号線の東側	
	今宿1833の1、同1833の7、同1833の9及び同1838の	
	5の各北筆界	
	市道高岡227号線の西側	
	今宿1835の19の北筆界	
	今宿1834の4及び同1835の19の各地先の水路の南側	
	今宿1818の 1 から同1818の 4 までの各地先の里道の	
	東側及びその延長	
	末開及びての延長   市道高岡46号線の南側	
	今宿1813の2から同1813の6まで及び同1814の10の	
	各西筆界及びその延長	
	水尾川の南側	
	市道高岡67号線の西側	
	市道高岡47号線の南側及びその延長	
	市道73号線の東側	
車崎三丁目	一般国道2号の南側	今宿の一部
	今宿1569の4及び同1570の4の各西筆界及びその延	
	長	
	市道高岡74号線の南側	
	今宿1876の9から同1876の13、同1876の22、同1876の	
	31、同1876の32、同1876の36及び同1876の37の各西筆	
	界及びその延長	
	今宿1876の5、同1876の8、同1876の9、同1876の14、	
	同1876の15、同1876の33、同1876の34、同1876の40か	
	ら同1876の42、同1876の46及び同1876の47の各地先の	
	水路の南側	
	市道高岡228号線の東側	
神子岡前二丁目	一般国道2号の南側	今宿の一部
	市道高岡78号線の東側	
	市道高岡46号線の南側	
	今宿1818の 1 から同1818の 4 までの各地先の里道の	
	東側及びその延長	
	今宿1834の4及び同1835の19の各地先の水路の南側	
	今宿1835の19の北筆界	
	市道高岡227号線の西側	
	今宿1833の1、同1833の7、同1833の9及び同1838の	
	5の各北筆界	
	市道高岡228号線の東側	
	今宿1876の5、同1876の8、同1876の9、同1876の14、	
	同1876の15、同1876の33、同1876の34、同1876の40か	
	ら同1876の42、同1876の46及び同1876の47の各地先の	
	水路の南側	
	今宿1876の9から同1876の13、同1876の22、同1876の	
	31、同1876の32、同1876の36及び同1876の37の各西筆	
	界及びその延長	
	市道高岡74号線の南側	

	今宿1569の4及び同1570の4の各西筆界及びその延 長	
神子岡前三丁目	一般国道2号の南側 今宿1460の1の東筆界及びその延長 今宿1460の1の北筆界 今宿1454の6及び同1459の3の各東筆界及びその延長 市道高岡74号線の南側 今宿1963の7の東筆界及びその延長 今宿1963の7から同1963の11、同1963の18、同1963の19及び同1982の2の各北筆界 今宿1983の4、同1984の10、同1984の11、同1985の2、同1985の3、同2020の2及び同2020の3の各地先の水路の東側 今宿2020の1、同2020の3及び同2020の4の各北筆界及びその延長 今宿2019の1の北筆界及び東筆界 今宿2017の3の西筆界、北筆界及び東筆界 今宿2015の6の北筆界及びその延長 主要地方道姫路神河線の東側 市道高岡150号線の南側 市道高岡78号線の東側	今宿の一部
神子岡前四丁目	市道高岡46号線の南側 市道高岡150号線の南側 北今宿253の1、同253の2、同253の3、同253の5、 同255の2、同255の8、同255の12、同255の21及び同 255の37の各地先の水路の東側及びその延長 水尾川の南側 今宿1813の2から同1813の6まで及び同1814の10の 各西筆界及びその延長	北今宿の全部今宿の一部
東今宿二丁目	一般国道 2 号の南側 主要地方道姫路神河線の東側 今宿2015の 6 の北筆界及びその延長 今宿2017の 3 の西筆界、北筆界及び東筆界 今宿2019の 1 の北筆界及び東筆界 今宿2020の 1、同2020の 3 及び同2020の 4 の各北筆界 及びその延長 今宿1983の 4、同1984の10、同1984の11、同1985の 2、同1985の 3、同2020の 2 及び同2020の 3 の各地先の水路の東側 今宿1963の 7 から同1963の11、同1963の18、同1963の19及び同1982の 2 の各北筆界 今宿1963の 7 の東筆界及びその延長 市道高岡74号線の南側 今宿1454の 6 及び同1459の 3 の各東筆界及びその延長 長 今宿1460の 1 の北筆界 今宿1460の 1 の東筆界及びその延長	今宿の一部

備考 地番は、平成20年4月17日現在の地番である。





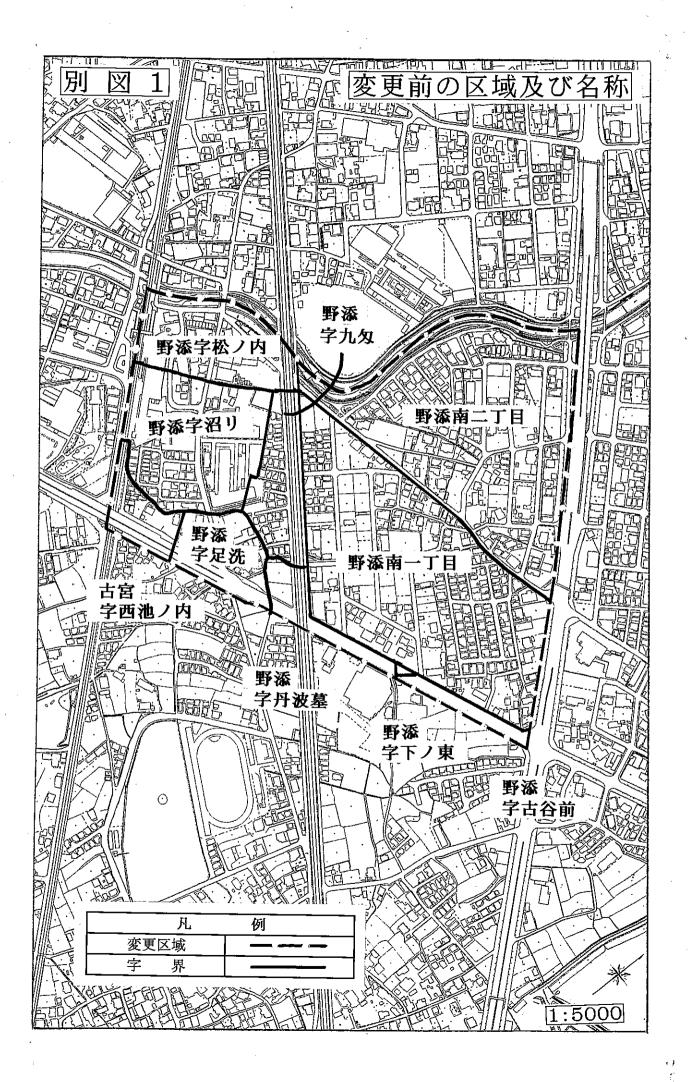
#### 兵庫県告示第928号

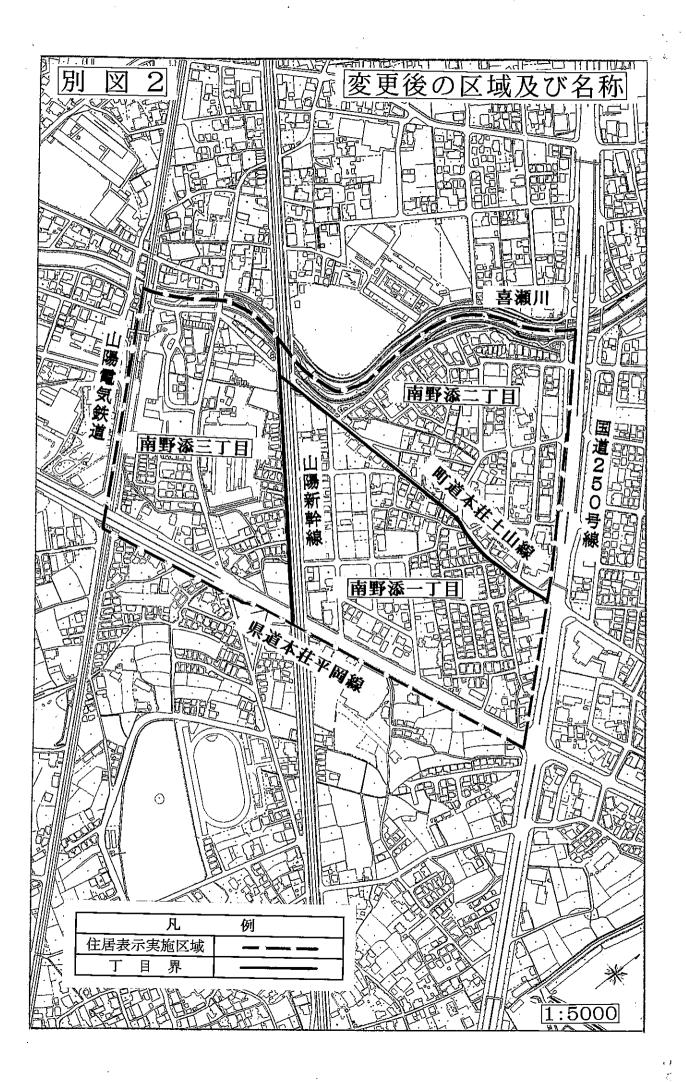
住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示の実施に伴い、播磨町の区域内において、 次のとおり、町の設定、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第 1項の規定により、播磨町長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成21年2月16日からその効力を生ずるものとする。 平成20年9月9日

変	更	前	の	X	域	及	び	名	称		変	更	後	の	X	域	及	び	名	称
			別	3	<u> </u>	1								別	3	2	2			

変更後の町名	変	更	後	Ø	境	界	線	変更後の区域に含まれる 変更前の字名
南野添一丁目	国道250号 県道本荘平 山陽新幹総 町道本荘士	阿線(	の南側 敷の南側	IJ				野添字古谷前の一部 野添字下ノ東 野添字丹波墓の一部 野添字九匁の一部 野添字松ノ内の一部 野添南一丁目
南野添二丁目	国道250号 町道本荘土 山陽新幹級 喜瀬川の中	二山線(	の南側	ij				野添南二丁目 野添字松ノ内の一部
南野添三丁目	山陽新幹総 県道本荘平 山陽電気鋭 喜瀬川の中	<sup>Z</sup> 岡線( 株道軌i	の南側					野添字丹波墓の一部 野添字足洗の一部 野添字九匁の一部 野添字沼リ 野添字松ノ内の一部 古宮字西池ノ内の一部





#### 兵庫県告示第929号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名 称 医療法人社団普門会 姫路田中病院

所 在 地 姫路市書写717番地 認定年月日 平成20年2月1日 認定の有効期限 平成23年1月31日

2 名 総合病院 姫路聖マリア病院 称

所 在 地 姫路市仁豊野650番地 認定年月日 平成20年 5 月21日 認定の有効期限 平成23年5月20日

3 名 神野病院

> 所 在 地 姫路市飾磨区玉地1丁目1番地

認定年月日 平成20年7月1日 認定の有効期限 平成23年6月30日

4 名 称 大山病院

所 在 地 西脇市黒田庄町高田313番地

認 定 年 月 日 平成20年8月30日 認定の有効期限 平成23年8月29日

#### 兵庫県告示第930号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出 が、次の医療機関より撤回された。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 東宝塚さとう病院 所 在 地 宝塚市長尾町2番1号 撤回年月日 平成20年8月1日

### 兵庫県告示第931号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改 良事業計画を平成20年8月27日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対 して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に 対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対 してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月9日

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦覧の場所
特定農業用管水路等	大畑地区	平成20年9月9日から	神 戸 市
特別対策事業		同 月29日まで	西 区 役 所

#### 兵庫県告示第932号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事 業 名	地区名	同意年月日
加古川市	ため池等整備事業(一般型)	白助池地区	平成20年8月21日

#### 兵庫県告示第933号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

洲本市上内膳字岡1424の1、字片山1795、字梨子ノ木谷1795、1798から1802まで、1819から1821まで、1823の1、1823の2、字露原1801の1から1801の3まで、字のふらく1866の1、字志んとふ谷1867から1870まで、1924から1929まで、字姥ヶ懐1930の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡1424の1・字梨子ノ木谷1795・1799から1802まで・1819から1821まで・1823の1・1823の2・字 露原1801の2・1801の3・字のふらく1866の1・字志んとふ谷1867から1869まで・1924・1925・1929・ 字姥ヶ懐1930の1(以上21筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第934号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

南あわじ市阿那賀西路字西路山64の1、64の2、67

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第935号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

淡路市里字原田409、411の1から411の3まで、412、字堅城410

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第936号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

淡路市生穂字東2920、2921の1、2926

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第937号

森林法(昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

#### である旨の通知があった。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市和田山町市場字大力マ谷9、10、21、23、24の1から24の4まで、25、26

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字大カマ谷21・23・25・26(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第938号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点計画図作成)

2 作業期間

平成20年8月22日から平成21年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市長洲東通2丁目、稲葉荘1丁目及び南塚口町1丁目

#### 兵庫県告示第939号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市常松土地区 画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(基準点測量、出来形確認測量)

2 作業期間

平成20年9月22日から平成21年6月30日まで

3 作業地域

尼崎市常松1丁目の一部

#### 兵庫県告示第940号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年9月9日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路(	の <u> </u>	☑ 域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	宍粟市一宮町生栖字ムネキヨ749番 1 から	旧	5.0から 57.0まで	914.0	
養父 宍 粟 線	同 市一宮町生栖字北垣内357番 3 まで	新	5.0から 57.0まで	914.0	一部 予定地

#### 兵庫県告示第941号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日 時 平成20年9月30日(火)午後2時から
- 2 場 所 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎4階401会議室
- 3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社DMジャパン

代表者氏名 水原正勝

事務所所在地 神戸市中央区磯辺通1-1-18

免 許 番 号 兵庫県知事(3)第010993号

免許年月日 平成17年7月25日

#### 兵庫県告示第942号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に 意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

南淡都市計画道路の変更

3.4.400号福良港線の変更

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

南あわじ市福良字片上、字北八反、字八反、字祖江、字大江及び字居神

3 都市計画の案の縦覧期間

平成20年9月9日から同月24日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び南あわじ市都市整備部都市計画課

#### 兵庫県告示第943号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、丹波市石生駅西土地区画整理組合から 次のとおり理事の氏名等の届出があった

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

		氏	£	3	住 所
理事長	梅	澤	忠	司	丹波市氷上町石生182番地 1
副理事長	井	本	孝	正	同 市氷上町石生1043番地
同	里		文	夫	同 市氷上町石生838番地3
理 事	池	上	和	史	同 市氷上町石生863番地
同	池	上	_	幸	同 市氷上町石生912番地
同	井	本	收	次	同 市氷上町石生1030番地
同	畄		耕	Ξ	同 市氷上町石生1114番地
同	荻	野	雅	好	同 市氷上町石生1034番地
同	吉	住	達	博	同 市氷上町石生955番地
同	吉	住	元	宏	同 市氷上町石生861番地

#### 兵庫県告示第944号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 なお、その関係図書は、平成20年9月9日から但馬県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。 平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20但浜位置 0001号	20.8.25	美方郡香美町香住区七日市字馬場先67番6の 一部	5.00	18.26
第H20但浜位置 0002号	同	同上	5.00	17.81

#### 兵庫県告示第945号

平成20年兵庫県告示第693号(建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有す る者の指定)の一部を次のように改正し、平成20年9月9日から施行する。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士

公

#### 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7号)第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例(平 成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神 南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県 民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 申請のあった年月日 平成20年8月27日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人輝支援センター神戸
    - イ 代表者の氏名 妹 尾 美智子
    - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区橘通2丁目3番5号IN神戸602号
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域の個人及び市民団体(特定非営利活動法人を含む。)による 公益を目的とした活動や事業に対する助成や支援事業を行い、もって市内の社会貢献活動の普及促進を 図るとともに併せて保健福祉の増進を図る活動を行うことにより、高齢化社会に向けた人にやさしく魅 力と活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成20年8月27日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人欠陥住宅を撲滅する会
    - イ 代表者の氏名 市 成 照 一
    - ウ 主たる事務所の所在地 明石市松が丘北町3784番地の13パレス朝霧1009号
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般消費者に対して良質な住宅を自ら選ぶことができるための、住宅建築等に関す る普及啓発・情報提供等に関する業務を行い、住宅問題に関する被害から消費者を守り、安心して暮ら すことのできる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成20年8月27日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人兵庫セルプセンター
    - イ 代表者の氏名 小 川 美知子
    - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある者(高齢者を含む)に対しスキルアップなどを図ることにより社会生活と就 労の自立を促進するとともに、その自立を支援する人材育成及び広く一般の人々に対し障害者福祉に関 する広報などの事業を行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成20年8月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人輝わかば
  - イ 代表者の氏名 玉 田 はる代
  - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区城内通1丁目3番25号
  - エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市灘区を中心とした近隣区において、高齢者、障害者、要支援者、子どもなど、す べての人が住み慣れた地域で安心して日常生活が出来る住みよい町づくりをするため、社会福祉事業及 び自然を守る環境保全に関する事業などを行い、安心で安全な活気ある地域社会に寄与することを目的 とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成20年8月27日
  - (2) 特定非営利活動法人の名称等
    - ア 名称 特定非営利活動法人みち
    - イ 代表者の氏名 小 山 昇 孝
    - ウ 主たる事務所の所在地 川西市美園町12番11号
    - エ 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者(児)に対して、地域での生活を維持向上するのに必要な支援活動及び事業 を行い、知的障害者(児)及びその家族を含めた地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市北条町横尾字壱本松256番3の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市西駅前町1番地

神姫バス株式会社 代表取締役 上 杉 雅 彦

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年6月9日

兵庫県指令北播(建)第1-3号(20加西)

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

豊岡市日高町久斗字マトバ118番の一部、171番1、172番1、172番9、字荒坂179番1、180番1、180 番4、204番3、字スミダ64番1の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

朝来市山東町滝田148番地の1

但南建設株式会社 代表取締役 衣 川 義 弘

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年6月2日

兵庫県指令但馬(建1)第1-1号(20豊岡)

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新 設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生 活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、 意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)センチュリープラザ

所在地 三田市けやき台一丁目10番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 姉 歯 道 信

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 代表者の氏名 住所

久 岡 卓 司 アクサス株式会社 徳島市山城西四丁目2

株式会社ローソン 新浪 剛 東京都品川区大崎一丁目11 - 2

外9者

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年4月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3.358平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数

126台

(2) 駐輪場の収容台数

96台

(3) 荷さばき施設の面積

89平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

22.4立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前5時から翌午前2時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前4時30分から翌午前2時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、入口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出年月日

平成20年8月20日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年9月9日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成21年1月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

正誤

平成20年8月26日付け(兵庫県公報第2008号)

(大規模小売店舗の新設に関する届出)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)	
6	上から13	平成20年 4 月13日	平成21年 4 月13日	